第８章　負担金、手数料及び費用

（負担金）

第55条　規則第112条第１項に規定する負担金の額は、次に掲げるところによる。

協会員	年額0円
非協会員	年額100,000円

２　前項の規定にかかわらず、初回負担金（協会が手続実施基本契約を承諾したときに当該加入貸金業者が支払うべき負担金をいう。第８条及び本条において同じ。）は、初回負担金計算期間（協会が手続実施基本契約の締結を承諾した当日を第１日目として同日から起算して１年以内に到来する９月末日までの期間をいう。）に応じ、次のとおりとする。

協会員		0円
非協会員	初回負担金計算期間が６か月以下である場合	50,000円
	初回負担金計算期間が６か月を超える場合	100,000円

３　手続実施基本契約の申込人は、協会が手続実施基本契約の締結を承諾したときには直ちに、協会に対し、初回負担金を支払わなければならない。この場合、当該加入貸金業者が、協会に対し、規則第32条第２項に定めるところにより初回負担金相当額を納付している場合には、当該納付された初回負担金相当額は、当然に当該加入貸金業者の支払うべき初回負担金に充当されるものとする。

４　初回負担金が、当該加入貸金業者が納付した初回負担金相当額を超えるときは、当該加入貸金業者は、申込みの承諾の日から１か月以内に、協会に対し、初回負担金と当該初回負担金相当額との差額を協会が指定する金融機関口座に振り込んで支払わなければならない。当該加入貸金業者が納付した初回負担金相当額が初回負担金を超えるときには、協会は、当該加入貸金業者の請求に基づき、遅滞なく当該差額を当該加入貸金業者に対して返金する。この場合、返金に要する費用は、当該加入貸金業者の負担とし、利息は付さないものとする。

５　加入貸金業者は、初回負担金計算期間の満了日及びそれ以降の毎年９月末日までに、10月１日から１年分の負担金を、協会が別途通知する金融機関口座に振り込んで支払わなければならない。

６　加入貸金業者につき、初回負担金計算期間の末日が経過した後、以下の甲欄に掲げる事由が生じた場合には、負担金につき対応する乙欄に定めるところに従い取り扱う。

	甲	乙
⑴	非協会員である加入貸金業者が協会員となった場合	協会員となった日から、同日以降直近で到来する９月末日までの間（但し、１月未満の期間がある場合にはこれを切り捨てる。）に相当する負担金につき、協会員に対して適用されるべき負担金額に従い、月割りにてその額を計算し、支払済みの負担金額との差額がある場合には、当該加入貸金業者の請求によりこれを返還する。但し、利息は付さないものとする。
⑵	協会員である加入貸金業者が非協会員となった場合	協会員でなくなった日から、同日以降直近で到来する９月末日までの間（但し、１月未満の期間がある場合にはこれを切り上げる。）に相当する負担金につき、非協会員に対して適用されるべき負担金額に従い、月割りにてその額を計算しこれを請求する。但し、支払済みの負担金額との差額がある場合にはその差額を請求する。

７　協会は、納付された負担金につき領収書を発行しない。

（手数料の算定）

第56条　規則第113条第１項に定める手数料は、第17条に定めるところに従い算定した当該紛争解決手続の目的となった請求の価額に応じ、別表３に定めるところによる。

（納付された手数料の不返還）

第57条　納付された手数料は、当該手数料に係る紛争解決手続に係る申立てが受理されず、若しくは取り下げられ、又は当該紛争解決手続を開始しない旨の決定がなされた場合その他事由の如何を問わず返還しない。

附　則

（施行日）

第１条　この細則は、紛争解決等業務に関する規則附則第１条第１項に定める同規則を施行する日から施行する。

２　前項の規定にかかわらず、この細則の第３条から第５条の規定は、紛争解決等業務に関する規則附則第１条第２項の規定により同規則第２章の規定が施行される日から施行する。

（経過措置）

第２条　紛争解決等業務に関する規則附則第４条の規定により、同規則の施行の日より前になされる手続実施基本契約の申込みについては、この細則の規定を適用する。

第３条　第８条第３項の規定にかかわらず、この細則が施行された日から３か月を経過する日より前に手続実施基本契約の申込みをする場合にあっては、第８条第３項第１号の書類については、細則が施行された日から起算して３か月を経過した日までに提出することができる。

附　則（平26. 1.27）

この改正は、平成26年１月27日から施行する。

㈱　改正条項は、次のとおりである。

第３条、第４条を改正。

附　則（平26. 4. 1）

この改正は、平成26年４月１日から施行する。

㈱　改正条項は、次のとおりである。

別表１、別表２を改正。

附　則（平29. 4.26）

この改正は、平成29年４月26日から施行する。

なお、改正後の負担金の額は、平成29年10月１日以降の期間の負担金について適用する。

㈱　改正条項は、次のとおりである。

第55条第１項、第55条第２項を改正。